

企画政策課

固 定住推進係(224)

空き家リフォーム 経費の一部を助成します

町内にある空き家を利活用するために修繕などをおこなった場合、改修に要した経費の一部を助成します。**事前申請が必要**です。要件などありますので、詳しくはお問い合わせください。

【補助対象物件】

- 町内にある住宅で、2か月以上継続して居住していない、築10年以上経過した個人住宅または併用住宅、附属家
- ※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。

【補助対象者】

- ①賃貸又は売却を目的に空き家を改修する空き家所有者等
- ②居住目的で使用賃貸又は賃貸借した空き家を改修する方
- ③町内の建設事業者等に発注(必須)

【補助対象経費】

- 家財道具等の運搬及び廃棄に要する経費
- 住宅の機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費
- ※直接居住に要しない部分(倉庫や外構、店舗部分など)の改修や備品の購入などは対象となりません。

【補助金額】

- 最大100万円(補助対象経費の2分の1以内)
- ※家財の処分、清掃等のみを行う場合は最大30万円(補助対象経費の10分の10以内)

企画政策課

固 定住推進係(222)

住宅を新築・購入した方 経費の一部を助成します

町内に定住するために住宅を新築または購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。要件などありますので、詳しくはお問い合わせください。

【補助対象者】 新築住宅または中古住宅を取得し、世帯責任者の年齢が住宅の取得日時点において、65歳未満である者

【補助金額】 住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです(最大310万円)。

	補助基本額	1世帯につき	100万円
加算金	子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人	25万円
		義務教育終了前の子が2人以上	50万円
	町内業者施工加算金	1世帯につき	100万円
	高断熱加算金	外皮平均熱貫流率(UA値)が0.60以下 ^{※1}	25万円
		外皮平均熱貫流率(UA値)が0.46以下 ^{※2}	50万円
引越祝加算金	町外からの転入	10万円	
	町内からの転居	5万円	

※1 ZEH基準相当 ※2 HEAT20 G2相当